

山梨県知事 殿

住所
 氏名 印
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

揚水設備構造等変更届出書

揚水設備の構造等の変更について、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第11条第1項（第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

	※受理年月日	年 月 日
	※工場等の整理番号	
	※揚水設備の整理番号	
工場、事業所その他の場所の名称		
工場、事業所その他の場所の所在地	電話番号	
揚水設備の番号		
揚水設備の設置の場所		
	変更前	変更後
揚水設備の口径	mm	mm
揚水設備の深さ	m	m
揚水設備のストレーナーの位置	m ~ m	m ~ m
揚水機の種類		
揚水機の最大吐出量	m ³ /分	m ³ /分
揚水機の吐出口の断面積 （揚水機の吐出口の口径）	c m ² (mm)	c m ² (mm)
揚水機の原動機の出力	k W	k W
水量を測定するための機器の種類		
変更の工事に着手する日	年 月 日	
地下水の採取を開始する日	年 月 日	
各年度において地下水を採取する期間	月 ~ 月	月 ~ 月

採取する地下水の水量	一日当たりの最大採取量	m ³ /日	m ³ /日
	一日当たりの平均採取量	m ³ /日	m ³ /日
	一日の平均採取時間	時 ～ 時	時 ～ 時
時間		時間	
採取する地下水の用途			
採取する地下水の水量の算出根拠			
備考			

注 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 変更しようとする事項又は変更のあった事項についてのみ記載すること。

3 「揚水設備の深さ」の欄には、地表面からの井戸の深さを記載すること。

4 「揚水設備のストレーナーの位置」の欄には、地表面からのストレーナーの位置を記載すること。

5 「水量を測定するための機器の種類」の欄は、揚水機の吐出口の断面積が50cm²を超える場合において記載すること。

6 「一日当たりの平均採取量」の欄には、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）において採取する量を採取日数で除して得た量（1m³未満を切り捨てた量とする。）を記載すること。

7 「採取する地下水の水量の算出根拠」の欄は、できる限り具体的に記載するとともに、必要に応じ別紙とすること。

○ 変更する事項または変更のあった事項に応じて、次の図面等を添付すること。

(1) 揚水設備及び揚水機の構造図

(2) 水量を測定する機器の設置位置を示す図面

(3) 揚水機の規格及び能力が分かる資料